

(仮称) 男女平等参画推進条例に関する Q&A

- ✚ 今なぜ、男女平等についての条例が必要なのですか。

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以来、法制度上の男女平等は大きく進んでいます。しかし、平成 23 年計画改定の基礎資料となった男女平等参画に関する区民意識調査（平成 21 年 9 月実施）では、男女平等観で男性優遇との回答が 69.8%と 7 割近く<図 1>、内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査（平成 24 年 10 月実施）でも、同様の結果となっています。<図 2>これは、意識改革や制度の運用がまだ充分ではないことの表れであり、今後も継続的な取り組みが必要です。

また、区民意識調査の条例制定についての設問では「必要である」が 43.9%で「必要でない（現状では必要性を感じないを含む）」の 21.0%を大きく上回ったことから<図 3>、条例の検討が「文京区男女平等参画推進計画(平成 23~27 年度)の計画事業となり、制定に向けて着手したものです。

- ✚ 「男女共同参画社会基本法」「東京都男女平等参画基本条例」があるのに、区で条例を作る必要があるのですか。

男女共同参画社会基本法第 9 条で、地方公共団体の責務として「国の施策に準じた施策及びその他公共団体の地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。条例は義務ではありませんが、「男女平等参画推進計画」策定から 10 年が経った時点で、今後も継続すべき施策の位置づけを明確にし、社会情勢に応じた推進を行っていく支えとすることが必要と考えたものです。現在 23 区では 11 区が条例を制定しています。

- ✚ 条例を制定することで、何が変わるのですか。

区では、今までも男女平等参画を推進する姿勢で、計画の策定や審議会の運営、さらに啓発活動を行ってきました。これまで積み重ねてきた取り組みの姿勢や施策を条例として明文化することで、今後の推進の基盤が確立するとともに、区の責務もより明確になります。また、新たな施策としては、男女平等参画推進に関わる区の施策についての苦情対応の仕組みを作ることを盛り込んでいます。

- ✚ 「基本的な考え方」はどのように作られたのですか。

学識経験者や区民代表からなる文京区男女平等参画推進会議に、計画の趣旨に沿った条例案についての意見を求め、平成 25 年 1 月にいただいた意見書を参考として、庁内推進組織等で検討し、考え方をまとめました。

- ✚ 条例の名称は、なぜ「共同参画」や「協働」ではなく「平等参画」なのですか。

区では、計画や審議会の名称は「男女平等参画」、組織名は「男女協働」を使用しています。

平成 13 年の「男女平等参画推進計画」策定にあたって、計画の名称を検討した際、共同参画や協働のような平等を実現する手段ではなく、目指す先である「平等」を使用する、とした経緯がありました。

この条例は理念を示すものであることから、計画と同じ名称としたものです。

- ✚ 文京区の特色はどのように表れていますか。

考え方で示した理念や基本的施策は、既に実施または現行の男女平等参画推進計画の中にも含まれているもので、条例の内容は、文京区が昭和 57 年に策定した「婦人行動計画」から今まで積み上げてきた成果の集大成とも言えます。また、推進会議の意見書には、区の特色として、教育や学問を尊重する風土や区民の意識の高さが挙げられており、教育や学習が、理念や基本的施策の中で優先的に取り上げられています。

- この条例は、主に女性を対象とし優遇するものですか。

男女平等参画は、誰もが性別に関わりなく、個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されることを目指すもので、一定の性を優遇するものではありません。性別を問わず、性的少数者も含むすべての人を対象としています。

- この条例は、ひなまつり、こいのぼりなどの文化、また、女性らしさや男性らしさ、仕事あるいは家庭に専念したい人を、どのように捉えているのですか。

条例は、性別による人権侵害の改善、また個性と能力の発揮や生き方の選択を阻害する要因の是正を目指すものです。それに当たらない伝統文化や社会通念を否定するものではなく、また、個人がライフステージに応じて、自らの個性や能力を發揮するために選択した生き方は尊重されます。

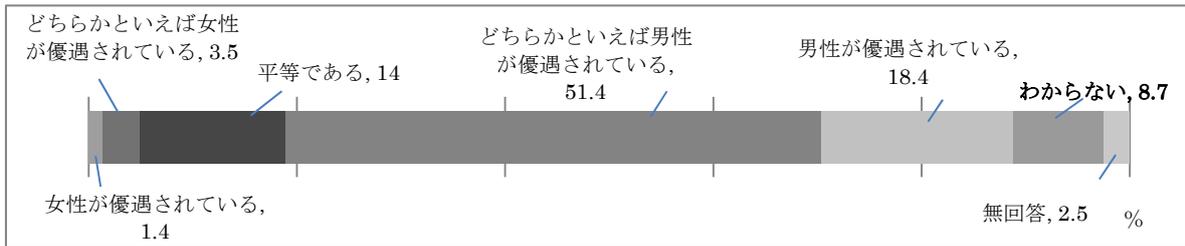
- 条例に違反した場合、罰則はありますか。

区の条例に罰則規定はありません。

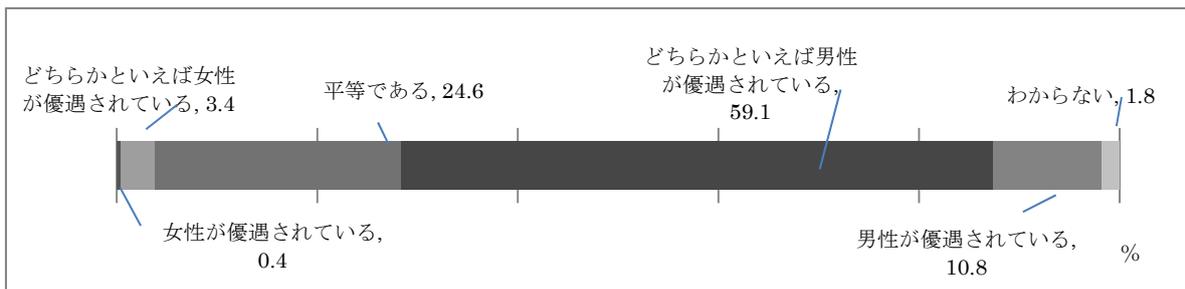
- 苦情の申出への対応の仕組みとは、どのようなものですか。

区が実施する施策について男女平等参画に関する苦情等を受けた場合、必要に応じて第三者の意見を参考にできる仕組みについては、意見書では、公平性、プライバシーの保護、専門性の確保に充分配慮した上で、男女平等参画推進会議の活用が提案されており、それらを尊重して仕組みを構築していきたいと考えています。

〈図1〉「男女平等観」 文京区男女平等参画に関する区民意識調査（平成21年9月実施）



〈図2〉「男女平等観」 内閣府男女共同参画に関する世論調査（平成24年10月実施）



〈図3〉「条例制定の考え方」 文京区男女平等参画に関する区民意識調査（平成21年9月実施）

